特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂水市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

垂水市長

公表日

令和5年12月26日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて作成されるものであり、市民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他市民に関する事務の処理の基礎ともなるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出または職権に基づく住民票の記載、消除または記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者または第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住基システム 住基ネットシステム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア コンビニ交付 システム
2. 特定個人情報ファイル	ν名
住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載事項) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,8 5の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項)
5. 評価実施機関におけ	る担当 <mark>部署</mark>
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	市民課 〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114 0994-32-1111

Ⅱ しきい値判断項目

	- OC (IE 1741 X F					
1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人 <i>5</i>	卡満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満 万人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点			
3. 重大事	·····································					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(¶	青報提供ネットワークシスラ	テムを通じた	入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[〇]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・なく。)	多転(委託や情報提供不ツ	トリークシス	アムを通じた提供を除 []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内	内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・唇	各		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	評価実施機関における担当部 署 所属長	市民課長 白木 修文	市民課長 森山 博之	事後	
平成28年9月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
	取扱者数 いつ時点の係数か		平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部 署 所属長	市民課長 森山 博之	市民課長 和泉 洋一	事後	
平成29年4月1日	対象人数 いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	市民課長 和泉 洋一	市民課長 鹿屋 勉	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 2 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108,	番号法第19条第7号、別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,11 2,113,114,116,119の項)	事後	
平成31年4月1日	I 5 ②所属長	市民課長 鹿屋 勉	市民課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 2 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	別紙評価書のとおり	事後	様式改正に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月1日	I 3 法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12 (通知都道府県以外の都人確認情報のと域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12 (通知都道府県以外の本人確認情報のと域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12 (通知都道府県以外の本人確認情報のと域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12 (通知都道府県以外の本人確認情報のと域内の市町村の執行機関への本人確認情報のと域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12 (通知都道府県以外の本人確認情報の提供)	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和1年12月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和1年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和2年12月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和2年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の係数か	令和1年12月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和3年12月1日	I 4 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号、別表第二(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119の項)	事後	特定個人情報保護評価の見 直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和3年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の係数か	令和2年12月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和4年12月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和4年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の係数か	令和3年12月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直し
令和5年12月1日	I 1 ②事務の概要	・住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民異動届等に関する住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の交渉のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及びよび提供を行っている。 ①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。 ②本人に転出証明書を交付する。 ③本人確認情報等を住基ネットに通知する受けまる。 ④転出証明書情報通知を住基ネットの受けまるに関する情報を他業務に関するため、住民票に関する情報を他業務に住民票関係情報を提供オットワークシステムに住民票関係情報を提供する。 ②付書を提供する。 ②個人番号カードの交付等を行う。	住民基本は、住民基本台帳は、行うされて作成されるものに行うも、住民基本台帳は、であり、市民の居住関する記録を正確かの公証、変処理基全は、市民の居住関する事務をは、は、の登録、その他市民の居住関する事務をは、は、の登録、その他市民のであり、市民の居住民基本台帳のである事が、とのである。の登録、その他市民に関する。のである。のである。のである。のである。のである。のである。のである。のであ		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日		住奉ン人/ム 住奉イットン人/ム 机口処	住基システム 住基ネットシステム 統合宛 名システム 中間サーバー・ソフトウェア コン ビニ交付システム	事後	
令和5年12月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	
令和5年12月1日	Ⅱ 2 いつ時点の係数か	令和4年12月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	